

振動規制法施行令に定める特定建設作業
別表第2（第2条関係）

作 業	備 考
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧力式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該面積に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該面積に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。